

矢臼別演習場周辺まちづくり構想住民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 矢臼別演習場周辺まちづくり構想（以下「まちづくり構想」という。）の策定に係り、広く町民の意見を反映させるため、矢臼別演習場周辺まちづくり構想住民懇話会（以下「住民懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 住民懇話会は、まちづくり構想の策定について、町長の求めに応じて、意見を述べるとともに、必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 住民懇話会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉の向上に資する者
- (2) 地域防災力の向上に資する者
- (3) 生活文化の増進に資する者
- (4) 産業及び経済活動の振興に資する者
- (5) 住民の自治活動に見識を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第4条 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年別海村条例第43号）に定めるところによる。

(座長及び副座長)

第5条 住民懇話会に座長及び副座長各1名を置き、第3条第2項第1号から第5号までに該当する委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、住民懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 住民懇話会の会議は、町長が招集する。

2 会議の議長は、座長が務める。

(庶務)

第7条 住民懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、住民懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が住民懇話会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年11月16日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。